

二宮町日常生活用具一覧

種目	品名	対象要件		上限額		耐用年数	介護	性能	備考
		障害児者	難病患者等	障害児者	難病患者等				
介護訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹2級	寝たきりの状態にある者	154,000	154,000	8年	○	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	
	特殊マット	下肢又は体幹2級若しくはA1、A2	寝たきりの状態にある者	19,600	19,600	5年	○	褥創の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。ただし、障害児者においては、ビニール等で加工したもの。	※1
	特殊尿器	下肢又は体幹1級	自力で排尿できない者	67,000	67,000	5年	○	尿が自動的に吸引されるもので、障害児者（難病患者等）又は介護者が容易に使用し得るもの。	※1
	入浴担架	下肢又は体幹2級	対象外	82,400	-	5年		障害児者を担架に乗せたままリフト装置により、入浴させるもの。	※2
	体位変換器	下肢又は体幹2級	寝たきりの状態にある者	15,000	15,000	5年	○	介助者が、障害児者（難病患者等）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	※3
	移動用リフト	下肢又は体幹2級	下肢又は体幹機能に障害のある者	159,000	159,000	4年	○	介護者が、障害児者（難病患者等）を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	
	訓練いす	下肢又は体幹2級の児童	対象外	33,100	-	5年		原則として、付属のテーブルをつけるものとする。	※4

	訓練用ベッド	下肢又は体幹2級の児童	下肢又は体幹機能に障害のある者	154,000	159,200	8年		腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	※5
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹	入浴に介助を要する者	90,000	90,000	8年	○	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助で、障害児者（難病患者等）又は介助者が容易に使用し得るもの。	※2
	便器（手すり）	下肢又は体幹2級	常時介護を要する者	5,400	4,450 5,400（便器に手すりをつけた場合）	8年		障害児者（難病患者等）が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）	※6
	頭部保護帽	平衡機能障害又は下肢若しくは体幹機能障害（知的障害児者を含む）	対象外	12,160	-	3年		ヘルメット型で、転倒時に頭部を保護できるもの。	※7
	T字状・棒状のつえ	下肢又は平衡機能若しくは体幹機能障害	対象外	3,000	-	3年		主体が木材使用で外装にニス塗装をしたもの。主体が軽金属のもので塗装なしのもの。	
	移動・移乗支援用具	下記のいずれか3級以上に該当する者 平衡機能障害又は下肢若しくは体幹機能障害	対象外	60,000	-	8年		おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	
	特殊便器	上肢2級又はA1、A2	上肢機能に障害のある者	151,200	151,200	8年		足踏みペダルにて、温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	

火災警報機	等級2級	対象外	15,500	-	8年	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	※8
自動消火器	等級2級	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	28,700	28,700	8年	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消化し得るもの。	※8
電磁調理器	視覚2級	対象外	21,000		6年	視覚障害児者が容易に使用し得るもの。	※9
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚2級	対象外	7,000	-	10年	視覚障害児者が容易に使用し得るもの。	
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚2級	対象外	87,400	-	10年	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	※10
透析液加温器	腎臓3級でCAPDを行う者	対象外	51,500	-	5年	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	※11
ネブライザー	呼吸器3級	呼吸器機能に障害のある者	36,000	36,000	5年	障害児者（難病患者等又は介護者）が容易に使用し得るもの。ただし、両容器の場合は、電気式たん吸引器の上限額も追加した上で決定する。	※12
電気式たん吸引器	呼吸器3級	呼吸器機能に障害のある者	56,400	56,400	5年	障害児者（難病患者等又は介護者）が容易に使用し得るもの。ただし、両容器の場合は、ネブライザーの上限額も追加した上で決定する。	※12

在宅療養支援用具	酸素ポンプ運搬車	在宅酸素療法を行う者	対象外	17,000	-	10年	障害児者が容易に使用し得るもの。	
	動脈血中酸素飽和度測定器	呼吸器3級又は心臓3級以上	人口呼吸器の装着が必要な者	50,000	50,000	5年	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病官患者等が容易に使用し得るもの。	
	盲人用体温計(音声式)	視覚2級	対象外	9,000	-	5年	視覚障害児者が容易に使用し得るもの。	※9
	盲人用体重計	視覚2級	対象外	18,000	-	5年	視覚障害児者が容易に使用し得るもの。	※9
	携帯用会話補助装置	音声又は言語	対象外	98,800	-	5年	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害児者が容易に使用し得るもの。	※13
	情報・通信支援用具	視覚又は上肢2級以上	対象外	118,500	-	6年	障害児者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションソフトで、障害児者が容易に使用し得るもの。	
	点字ディスプレイ	視覚2級	対象外	383,500	-	6年	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	
	点字器	視覚	対象外	(真鍮版製)10,400 (プラスチック製)6,600	-	7年	点字用紙をはさんで固定する板と点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたものであって、視覚障害児者が容易に使用し得るもの。	
				(アルミニウム製)7,200 (プラスチック製)1,650		5年		

情報意思疎通支援用具

点字タイプライター	視覚 2 級	対象外	63,100	-	5 年	視覚障害児者が容易に使用し得るもの。	※14
視覚障害者用ポータブルレコーダー（録音再生）	視覚 2 級	対象外	85,000	-	6 年	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、DAISY方式による録音、記録された図書を録音・再生する機能を有することが可能な製品で、視覚障害児者が容易に使用し得るもの。	
視覚障害者用ポータブルレコーダー（再生専用）	視覚 2 級	対象外	35,000	-	6 年	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、DAISY方式による録音、記録された図書を再生する機能を有することが可能な製品で、視覚障害児者が容易に使用し得るもの。	
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚 2 級	対象外	99,800	-	6 年	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児者が容易に使用し得るもの。	
視覚障害者用拡大読書器	視覚	対象外	198,000	-	8 年	画像入力装置を読みみたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。	
盲人用時計（音声）	視覚 2 級	対象外	13,300	-	10 年	視覚障害者が容易に使用し得るもの。手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な場合、音声時計可	※15
盲人用時計（触読）	視覚 2 級	対象外	10,300	-	10 年	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	※15
聴覚障害者用通信装置	聴覚、音声言語	対象外	30,000	-	5 年	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害児者が容易に使用できるもの。	※16

	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚	対象外	88,900	-	6年	字幕及び手話通訳付の聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、災害時聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、容易に使用し得るもの。
	人工喉頭（笛式）	呼吸器 又は音声言語	対象外	5,000	-	4年	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。
	人工喉頭（電動式）	呼吸器 又は音声言語	対象外	70,100	-	5年	顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。
	点字図書	視覚	対象外	-	-	1年	点字により作成された図書。 6タイトルまたは24巻までとする。
排泄管理支援用具	ストマ装具（蓄便袋）	ぼうこう又は直腸	対象外	8,858	-	1月	ストマ用品、洗腸用具等衛生用品
	ストマ装具（蓄尿袋）	ぼうこう又は直腸	対象外	11,639	-	1月	ストマ用品、洗腸用具等衛生用品
	紙おむつ	下記のいずれかに該当する3歳以上の者・ぼうこう又は直腸の機能障害で皮膚のびらんのためストマを装着できない者・二分脊椎による排尿・排便機能障害のある者で、紙おむつを必要とする者・脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿、排便の意思表示が困難な者	対象外	13,000	-	1月	脱脂綿、サラシ、ガーゼ、洗腸装具等衛生用品

	収尿器	ぼうこう又は直腸	対象外	(男性用) 7,700	-	1年	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの。 (素材はラテックス製又はゴム製) 簡易型は採尿袋20枚を一組とする。 ・女子用普通型 (耐久性ゴム製採尿袋を有するもの) ・女子用簡易型 (ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付のもの)
	居宅生活動作補助用具	(1) 下肢又は体幹機能3級以上 (2) 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	下肢又は体幹機能障害	200,000	200,000	1世帯 1回限り	障害者(児)又は難病患者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。なお、住宅改修の範囲は、次のとおりとする。 (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止、移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等の扉の取替え (5) 様式便所等への便器の取替え (6) 前各号の住宅改修に附带して必要となる住宅改修

対象要件に記載のある等級以上の方が対象となります。

* 障害児者であり、かつ難病患者等に該当する方は、町長が特に必要と認めた場合に対象となります。

* 障害児者とは、身体障害者手帳及び療育手帳所持者となります。

(備考)

- ※1 常時介護を要する者
- ※2 入浴の際に、第三者の介助を要する者
- ※3 下着交換の際に、第三者の介助を要する者
- ※4 3歳以上
- ※5 学齢児以上(難病患者等においては、年齢要件等なし)
- ※6 工事を必要としないもの
- ※7 てんかんの発作で頻りに転倒する者
- ※8 火災発生の感知及び避難が困難な世帯
- ※9 視覚障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯
- ※10 聴覚障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯
- ※11 CAPD=自己連続携帯式腹膜灌流法
- ※12 呼吸器3級以上と同程度の身体障害者が必要と認められる者
- ※13 肢体不自由で発声・発語に著しい障害を有する者
- ※14 本人が就労又は就学しているか、就労が見込まれる者
- ※15 音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者
- ※16 発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者

○ 詳細は、窓口にお問い合わせください。